鮫川村人事行政の運営等の状況の公表について(令和7年12月公表)

1　職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員数の状況と主な増減理由　　(各年度4月1日現在、単位:人)

部門	区分	職員数 令和6	職員数 令和7	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会	1	1	0	
	総務・企画	15	16	1	退職予定の職員に変わる正職員補充に伴う増員
	税務	3	3	0	
	民生	12	12	0	
	衛生	4	5	1	衛生部門の業務増加に伴う体制強化
	農林水産	7	7	0	
	商工	3	2	△ 1	県への職員派遣に伴う減
	土木	5	5	0	
	小計	50	51	1	
特別行政部門	教育	11	13	2	義務教育学校建設による業務量増加に伴う体制強化
	小計	11	13	2	
普通会計 計		61	64	3	
公営企業	病院	3	2	△ 1	正職員退職に伴う減
	水道	1	1	0	
	その他	3	3	0	
	小計	7	6	△ 1	
合計		68	70	2	

(注)職員数は、一般職に属する職員数です。

(2)職員の採用及び退職の状況

令和6年度に採用及び退職した職員の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

職種＼区分	採用	退職 定年	退職 勧奨	退職 その他	退職 合計
一般職	2	0	0	3 (0)	3 (0)

(注)1　その他の内訳は、自己都合(3人)です。
　　2　( )内は再任用職員であり、外書です。

(3)会計年度任用職員の状況

(各年度4月1日現在、単位:人)

区分＼任用	令和6年度 フル	令和6年度 パート	令和7年度 フル	令和7年度 パート
会計年度任用職員	34	14	32	14

2　職員の人事評価の状況

地方公務員法の改正に伴い、平成28年度から人事評価制度を導入し、職員の勤務成績の評定を一方的に行うこれまでの勤務評定とは異なり、「能力評価」と「業績評価」の両面から評価を行い人事管理の基礎として活用することにより、組織全体の士気高揚、公務能率の向上、住民サービス向上を目的としています。

3　職員の給与の状況

(1)総括

ア　人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	2,820人	3,698,701千円	182,972千円	743,224千円	20.1%	21.5%

(注)人件費には、特別職及び会計年度任用職員に支給される報酬等も含まれています。

イ　職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費 給料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 計 B
6年度	61人	229,690千円	37,932千円	99,790千円	367,412千円

一人当たり給与費 B/A
6,023千円

(2)職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

一般行政職		
平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
41.5 歳	325,527 円	386,437 円

(注)1 「一般行政職」とは、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職、教諭職(幼稚園)を除いた職員です。
2 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職員の基本給の平均です。
3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額の平均です。

イ 初任給及び経験年数別・学歴別平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		初任給	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	200,500円	−	−	−	−
	高 校 卒	169,900円	＊	−	＊	＊

(注)個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は、当該箇所をアスタリスク(＊)としています。
また、その他数値のない欄については、すべてハイフン(−)としています。

(3)一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	9人	17.3%
2 級	主任主事	6人	11.5%
3 級	特に高度な知識経験を必要とする係員、係長	12人	23.1%
4 級	特に高度な知識経験を必要とする係長、課長補佐	12人	23.1%
5 級	特に高度な知識経験を必要とする課長補佐、課長	6人	11.5%
6 級	高度な知識経験を必要とする課長	7人	13.5%

(注)1 鮫川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

イ 一般行政職の特別昇給の状況

勤務成績が特に優秀である場合や勤続年数25年の場合等に、上位の号給に昇給させることができるものです。

	令和5年度	令和6年度
職員数 A	48人	50人
実施職員数 B	0人	1人
比 率 B／A	0.0%	2.0%

(注)職員数は、各年度4月1日現在の一般行政職員数です。

(4)職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鮫川村	福島県
1人当たり平均支給額(6年度) 1,685千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,760千円
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400 月分) (1.000 月分)	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400 月分) (1.000 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

鮫川村			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額(6年度)	＊ 千円	＊ 千円			

(注)個人情報保護の観点から、対象となる職員数が2人以下の場合は、当該箇所をアスタリスク(＊)としています。

ウ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給なし

エ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	15,676千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	257千円
支給実績(5年度決算)	17,667千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	353千円

オ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 配偶者 月額 6,500円 子 月額10,000円 父母等 月額 6,500円 16歳～22歳までの子等 5,000円加算	同		7,050千円	306,522円
住居手当	借家・借間：借家等に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 家賃20,500円以下 家賃額－9,500円 家賃20,500円超え54,500円未満 (家賃額－20,500円)×1/2＋11,000円 家賃54,500円以上 28,000円	異	家賃16,000円超え	2,348千円	293,500円
通勤手当	交通機関等利用：通勤のため交通機関等を利用し、その運賃等を負担することを常例とする職員 運賃が64,000円以下のとき 運賃等相当額 運賃等が64,000円を超えるとき (1箇月当たりの運賃等相当額等の額-64,000円)×1/2+64,000円×支給単位期間の月数	異	運賃55,000円以下	6,133千円	125,163円
	自家用車等利用：通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員 通勤距離片道2㎞以上で通勤距離に応じて2,900円～67,900円		2,000円～31,600円		
管理職手当	管理・監督の地位にある職員 6級1種 52,000円 2種 43,100円 3種 33,700円 5級3種 32,300円 4種 20,400円	異	職務の級及び区分に応じて46,300円～130,300円	5,392千円	385,143円
単身赴任手当	異動等により配偶者と別居し、単身で生活することとなったとき(移動距離に応じて) 基本額30,000円 距離に応じた加算額6,000円～58,000円	異	加算額8,000円～70,000円	－	－
宿日直手当	宿直・日直により休日に勤務したとき 1回につき5,500円 ただし、勤務時間が5時間未満のとき 1回につき2,750円	異	1回につき4,400円 5時間未満2,200円	1,260千円	90,000円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等又は平日深夜に勤務したとき 週休日等 4,000円～6,000円(6時間超えは5割増) 平日深夜 2,000円～3,000円	異	週休日等6,000円～18,000円 平日深夜3,000円～6,000円	0千円	0円
寒冷地手当	非該当	同		－	－

(5)特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	村長	528,000	円
	副村長	481,000	円
	教育長	455,000	円
報酬	議長	234,000	円
	副議長	176,000	円
	議員	161,000	円
期末手当	村長	(5年度支給割合)	
	副村長	3.07	月分
	教育長		
	議長	(5年度支給割合)	
	副議長	3.35	月分
	議員		
退職手当		(算定方式)	
	村長	給料月額×48月×48/100	任期ごと
	副村長	給料月額×48月×29/100	任期ごと
	教育長	給料月額×48月×20/100	任期ごと

(6)会計年度任用職員の給料等の状況

ア 会計年度任用職員の職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費					一人当たり給与費 B/A
		報酬	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	43人	17,192千円	93,207千円	5,113千円	28,720千円	144,232千円	3,354千円

イ 会計年度任用職員の手当の状況

(ア)期末手当

	支給率	1人当たり平均支給額
6年度	2.5月分	556千円

(イ)退職手当

	事由	1人当たり平均支給額
6年度	任期満了	*
	その他	-

(注)1 「その他」とは、市町村職員の退職手当に関する条例の適用要件を欠いたことによるものです。

2 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が2人以下の場合は、当該箇所をアスタリスク(*)としています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間の状況(令和6年4月1日現在)

一般的な職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日 7時間45分(午前8時30分～午後5時15分)、1週間 38時間45分です。
また、認定こども園勤務職員等、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い職員の勤務時間は別に定めています。

(2)職員の年次有給休暇の使用状況

年次有給休暇は、1年ごとに20日(中途採用者は別に定める日数)が付与されており、20日を越えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができることになっています。付与日数の上限は40日です。

各年の1人当たりの平均使用日数は、次のとおりです。

	令和5年	令和6年	増減
平均取得日数	10.1日	23.4日	13.3
取得率	20.%	28.4%	8.4

(注)一般職の実績です。

(3)病気休暇及び特別休暇の状況

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産等、その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として定められている有給休暇です。

令和6年4月1日現在、定められている特別休暇は、次のとおりです。

種　　類	付 与 日 数
1 産前産後休暇	産前8週間以内、産後8週間以内
2 配偶者の出産休暇	2日以内
3 育児参加のための休暇	5日以内
4 育児休暇	1日2回各30分以内
5 子の看護のための休暇	5日以内
6 要介護者の看護のための休暇	5日以内
7 生理休暇	その都度2日以内
8 忌引休暇	配偶者の場合10日以内 ほか
9 夏季休暇	6月1日から10月31日までの期間内における5日以内
10 ボランティア休暇	5日以内
11 結婚休暇	連続する5日以内
12 不妊治療休暇	5日以内
13 父母の祭日の休暇	その都度1日以内
14 骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供の休暇	必要と認められる期間
15 選挙権等の権利行使のための休暇	必要と認められる期間
16 証人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
17 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
18 風水震火災等による交通の遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
19 風水震火災等による職員の居住の滅失等を事由とする休暇	1週間の範囲内で必要と認められる期間
20 風水震火災等による職員の通勤途上における身体の危険の回避を事由とする休暇	必要と認められる期間
21 交通機関の事故等を事由とする休暇	必要と認められる期間

(4)介護休暇の状況

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当である場合に合計6箇月の期間内で最大3回に分けて認められる休暇で、勤務しない時間は無給となります。

介護時間は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当である場合に連続する3年の期間内で、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができます。

令和5年度は、取得者はいませんでした。

5 職員の休業に関する状況

(1)育児休業等の取得状況(令和6年度)

育児休業とは、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないとする制度です。
育児休業をしている期間については、給与は支給されません。
部分休業とは、小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について勤務しないとする制度です。
部分休業をしている時間については、給与は支給されません。

各年度の取得状況は、次のとおりです。

	育児休業		部分休業	
	男 性	女 性	男 性	女 性
令和6年度	0人	3人	0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われないよう身分を保障することにより、 公務の中立性、安定性を確保し、公務能率の維持及びその適正な運営を図る趣旨から整備されています。

分限処分は、地方公務員法又は条例に定める事由に該当する場合に限り、任命権者が職員の意に反して、その身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

令和6年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

区　　分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0人	0人	0人	0人	0人
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	0人	0人	0人	0人	0人
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	0人	0人	0人	0人	0人
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	0人	0人	0人	0人	0人
合　　計	0人	0人	0人	0人	0人
法第28条第4項により失職した者					0人

(2)懲戒処分の状況

懲戒制度は、職員の一定の義務違反に対して、道義的責任を追及することにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序の維持を図る趣旨から整備されています。

懲戒処分は、法に定める事由に該当する場合に、職員の非違の責任を明らかにして科される制裁として、任命権者が職員の身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

令和6年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

ア 懲戒処分者数

区　　分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	0人	1人	1人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	0人	0人	0人	0人	0人
合　　計	0人	1人	1人	0人	0人

イ 行為別懲戒処分者数

区　　分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	0人	0人	0人	0人	0人
一般服務違反関係 (職務命令違反、信用失墜行為等)	0人	1人	1人	0人	0人
一般非行関係 (傷害・暴行の刑法違反等)	0人	0人	0人	0人	0人
収賄等関係	0人	0人	0人	0人	0人
道路交通法違反	0人	0人	0人	0人	0人
監督責任	0人	0人	0人	0人	0人
合　　計	0人	1人	1人	0人	0人

7 職員の服務の状況

職員の服務については、法第30条に服務の根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限などの義務や制限がされています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日頃から職員に注意を喚起し、徹底を図っています。

令和5年度の服務規律の遵守に関する主な取組状況は、定期的(夏季、年末等)に周知したほか、必要に応じて随時、職員への周知を図りました。

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法第38条の2の規定により、営利企業などに再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対し、在職時の職務に関して一定の影響力を有することを背景に、離職後2年間、職務上の行為(契約、許認可等)をするようにまたはしないように依頼・要求してはならないとされています。

職員は、再就職者による依頼などがあった場合、同条第7項の規定に基づき遅延なく任命権者にその旨を届け出なければなりません。

再就職者による依頼などの承認申請	0
再就職者から依頼などを受けた場合の届出	0

9 職員の研修の状況

(1)研修の実施状況(令和6年度実績)

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、職務の階層に応じて行う職層別の研修(新規採用、係員、係長、管理者、課長研修)や、個々の職員が習得したい知識研修、専門研修等を積極的に実施しています。

区　　分	受講者数
ふくしま自治研修センター	延べ　11人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況(令和6年度)

(1)職員互助会への補助金交付　　107千円

(事業概要)道路愛護及び衛生用品配付等の福利厚生事業に対する補助

(2)職員の福利厚生の実施状況

健康診断種別	実施主体	受診者数
生活習慣病予防健康診断	村	98人
女性がん予防検診(子宮がん)	村	27人
女性がん予防検診(乳がん)	村	21人
脳検診	村	2人
人間ドック健康診断	村	2人

(3)公務災害の状況

区　分	令和5年度申請件数	令和6年度申請件数	令和6年度中認定件数				令和6年度未認定件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害	1	1	1	0	0	1	0
通勤災害	0	0	0	0	0	0	0
合　計	1	1	1	0	0	1	0

(4)職員の利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立制度により保護されています。

ア 勤務条件に関する措置要求制度

地方公務員法第46条により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、福島県公平委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度です。

令和6年度は、要求はありませんでした。

イ 不利益処分に対する不服申立て制度

法第49条の2により、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益処分を受けたとき、福島県公平委員会に不服申立てすることができる制度です。

令和6年度は、要求はありませんでした。